

「心身障がい者福祉」

■障がい福祉サービス

障がい者（児）の自立した生活を支援します。

- **内容** 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの居宅生活や、障がい者支援施設などへの入所・通所の支援
- **条件** 身体・知的・精神障がい者（児）、難病などで支援が必要な方
- **※**障害支援区分認定等が必要です
- **料金** 世帯の町民税課税状況に応じた負担と食費などの実費負担
- **■補装具費支給事業**  
障がい者（児）の身体機能を

一部を補助します。

- **条件** 補聴器相談医への受診や認定補聴器専門店からの購入であることなど（事前にお問い合わせください）。
- **補助額** 次の(1)または(2)のうち少ない方の額
- (1)購入価格の2分の1
- (2)町民税均等割が非課税の方：両耳4万円（片耳2万円）／町民税均等割が課税される方：両耳2万円（片耳1万円）

補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

- **内容** 必要な補装具費を支給
- **条件** 身体障害者手帳所有者または難病などで補装具が必要な方
- **料金** 原則経費の1割負担 ※負担上限があります。
- **■自立支援医療費支給事業（更生医療・育成医療・精神通院医療）**  
自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。
- **条件** 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾病を有する方で、一定所得未満の方
- **給付** 医療保険の個人負担分の一部を給付（課税・収入状況などに応じて給付額が異なります）

■地域生活支援事業

障がい者（児）の地域での自立した生活を支援します。

- **内容** 日中一時支援事業、移動支援事業（特別支援学校への通学支援含む）、意思疎通支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など
- **条件** 身体・知的・精神障がい者（児）または難病などで支援が必要な方
- **料金** 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担

■日常生活用具給付事業

障がい者（児）が日常生活を営む上での困難を改善し、自立した生活を支援します。

- **内容** ストーマ、おむつなどの給付、入浴補助用具、手すり、住宅改修費給付など
- **条件** 障害者手帳所有者または難病などで支援が必要な方
- **料金** 原則経費の1割負担 ※負担上限があります。
- **■障がい者相談支援事業（無料）**  
障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。
- **内容** 障がい者やご家族の悩みや相談に対して、専門的な職員が相談を受け、その方にあつた支援を行います。
- **連絡先**  
相談支援事業所こぶし ☎ 85-5660  
相談支援事業所おきたま ☎ 88-5357  
児童発達支援センターにこっと ☎ 87-9250

■軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費を助成します。

- **条件** 身体障害者手帳の交付対象とならないことなど
- **助成** 補聴器購入費用の3分の2 ※ただし、補聴器の種類ごとに

助成上限があります。

■心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

- **内容** タクシー等利用券を交付します。年間福祉タクシー券（500円17枚綴）を1冊交付。人工透析のため通院の方は2冊。
- **※**交通費助成を受けている方は1冊。
- **条件** ・身体障害者手帳1～3級の方（ただし、下肢機能障害は1～4級の方）  
・療育手帳A、Bの方  
・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

■人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

- **条件** 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方
- **給付** 自宅から医療機関までの往復距離により  
・20キロ未満 3,000円/月  
・20キロ以上30キロ未満 4,000円/月  
・30キロ以上 5,000円/月
- **■在宅酸素療法者支援事業**  
医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。
- **給付** 呼吸器機能障害により

身体障害者手帳3、4級を所有している方は月額1,600円。その他の方で、本人の前年分所得税非課税の方は月額800円。

■重度障がい者介護者激励金

重度障がい者を在宅で介護している方に対し、介護者激励金を支給します。

- **条件** 身体障害者手帳1、2級または療育手帳A所有の20歳以上65歳未満の方で、日常生活全般において介護を要する在宅の障がい者の介護者
- **給付** 2万6,000円/年
- **■特別障害者手当・障害児福祉手当**  
精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする方に手当を支給します。
- **条件** 病院などに3カ月以上入院または施設に入所していない方、本人および扶養義務者が一定所得未満の方
- **給付** 年4回支給（月額）  
・20歳以上 3万450円  
・20歳未満 1万6,560円
- **■灯油等購入助成事業**  
冬期間における灯油等購入による経済的負担を軽減するため1世帯につき5,000円を助成します。
- **条件** 町民税非課税世帯で重度心身障害者医療証交付世帯65歳以上の方のみの世帯など

## 「高齢者福祉」

### ①通所型サービスA

#### 「八乙女げんき塾」

運動、交流に加え、栄養改善  
口腔ケア、認知症予防などを取り  
入れながら、総合的な健康づく  
りに取り組んでいきます。

●条件 65歳以上の方で、基本  
チェックリストで該当する方

●利用 週に1回

午前10時から午後3時まで

●利用料 800円/回

●場所 老人福祉センター

### ■通所型サービスA

#### 「元気パワーアップクラブ」

体力・筋力の維持、向上に向  
けた運動に取り組んでいます。

●条件 65歳以上の方で、基本  
チェックリストで該当する方

●利用 週に1回

●利用料 2000円/回

●場所 須貝接骨院

### ②通所型サービスB

住民の方が運営している、い  
つでも、だれでも気軽につどえ  
る居場所です。歌、趣味活動、  
体操、モルック、レクリエーシ  
ョン、茶話会など、毎回楽しい

企画を行っています。

●条件 どなたでも

【つどいの場 にじ】

●利用 毎週火曜日と金曜日

午前10時～12時

●利用料 原則2000円/回

●場所 鮎貝108

(白光園地域交流棟)

【つどいの場 なないろ】

●利用 毎週月曜日と木曜日

午前10時～12時

●利用料 原則3000円/回

●場所 滝野1011(滝野交  
流館)

●場所 滝野1011(滝野交  
流館)

### ③通所型サービスC

専門職の個別相談、指導のも  
と、短期間の集中リハビリに取  
り組んでいます。

●条件 65歳以上の方で、介護  
保険の要支援認定者または基本  
チェックリストで該当する方

●利用 週に1回

※原則3カ月間

●利用料 通所5000円/回

●場所 健康福祉センター

●場所 健康福祉センター

### ④元気わくわく教室

認知症予防、口腔、栄養の視  
点を取り入れながら体力・筋力  
の維持向上に向けた運動に取り  
組んでいます。

●条件 65歳以上の方

●利用 週に1回開催

●利用料 2000円/回

●場所 各地区コミュニティセンター

### ⑤男性限定元気わくわく教室

●条件 65歳以上の方

●利用 月に2回

●利用料 2000円/回

●場所 健康福祉センター

### ⑥ごきげんプログラム

(フレイル予防プログラム)

新しく生まれ変わった健康福  
祉センターを活用し、心身の健  
康づくりに取り組める様々なプ  
ログラム(運動、ストレッチ、  
健康料理教室等)を開催します。

●条件 65歳以上の方

●利用料 2000円/回

●場所 健康福祉センター

※詳細は健康福祉センターホー  
ムページでご確認ください。

### ⑦地域生活あんしん

#### ネットワーク事業

緊急時に簡単な操作で受信セ  
ンターに通報することのできる  
緊急通報機器の設置を行います。

●条件 65歳以上の方のみの世  
帯、またはこれに準ずる方で  
町民税非課税世帯

### ⑧認知症初期集中支援推進事業

認知症の疑いのある方、認知  
症の方と家族の方が安心して在  
宅生活が続けられるよう、認知  
症ケアの専門職が訪問し支援し  
ます。また、認知症などの早期  
発見・早期治療のために専門医  
による相談を行います。

●条件 40歳以上の方で認知症  
について相談したい方やその  
家族

●条件 40歳以上の方で認知症  
について相談したい方やその  
家族

### ⑨おたっしや訪問事業

ケアマネジャー、地域包括支  
援センター職員が訪問します。

●条件 80歳以上のひとり暮らし  
の方

●条件 80歳以上のひとり暮らし  
の方

### ⑩おでかけ見守り事前登録

徘徊などで行方不明となった  
とき、早期に発見できるように  
支援します。

### ⑪認知症カフェ実施事業

認知症の方やご家族をはじめ、  
地域の方など誰もが気軽に参加  
できる認知症カフェ(のどかカ  
フェ)を開催します。

### ⑫おむつ支給事業

在宅で常時失禁状態にある介  
護の必要な高齢者に対して、紙  
おむつを支給します。

●条件 65歳以上の方で、一定  
の要件を満たす要介護1以上  
の常時失禁状態にある高齢者  
(入院中、入所中等は該当し  
ません)。

●給付 現物(介護保険制度の  
利用者負担割合が1割の方は  
4,000円以内、それ以外  
の方は2,000円以内)

### ⑬高齢者世帯等雪下ろし費 支給事業

自力で雪下ろしができない世  
帯に対して雪下ろし費用を支給  
します。

### ⑭高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に  
対して除雪支援を行います。

●条件 町民税非課税世帯で65  
歳以上の方のみの世帯、障が  
い者のみの世帯など

●給付 屋根の雪下ろし1回当  
たり2万2,000円を上限  
として年度3回以内

### ⑮高齢者運転免許証自主返納 支援事業

65歳以上の方が運転免許証を自  
主返納した場合、デマンドタクシ  
ー回数乗車券を交付します。

### ⑯認知症高齢者運転免許証 自主返納等支援事業

65歳以上で認知症により介護  
認定を受けている方が運転免許  
証を自主返納した場合、または、  
75歳以上の方で認知症により運  
転免許証取消処分となった場合、  
タクシー利用助成券を交付します。  
※⑮と⑯の両方に該当する場合  
は、どちらかを選択して申請  
いただくこととなります。

### ⑰高齢者の補聴器購入費用 への補助

補聴器を初めて購入した65歳  
以上の方について、購入費用の

補聴器を初めて購入した65歳  
以上の方について、購入費用の